

再審請求書補充書 2

和歌山地方裁判所刑事部 殿

請求人 林 眞須美

平成23年5月31日

弁護人 荒 木 晋之介

同 石 塚 伸 一

同 小 田 幸 児

同 高 橋 厚至郎

同 高 見 秀 一

同 寺 田 有美子

同 中 道 武 美

同 安 田 好 弘

再審請求書を以下の通り補充する。

第1 はじめに

弁護人らは、平成23年3月14日、和歌山検察庁において、青色紙コップ（平成11年領第155号符号36-5）とプラスチック容器（白アリ薬剤と記載のあるもの。同年領第140号符号2953-1）を検分した。

- その結果、添付の証拠物検分報告書（平成23年5月10日付）のとおり、
- ① 上記の青色紙コップについては、青色ではなく薄黄色ないしベージュ色であるうえ、紙コップ内の汚れの文様も異なり、したがって鑑定に供された紙コップとは別物であること、
 - ② プラスチック容器の底及び側面の各外表面には砂や植物が付着しており、また多数のキズが全面にあり、したがって屋外でかつ業務用に使用されてきたものであること、
- が判明した。

第2 青色紙コップについて

上記のとおり、鑑定（甲1163、1168、1170、職権6）に供された紙コップと本件事件現場のゴミ袋エの中にあつた青色紙コップと称される紙コップとは別物である。

確定審は、請求人が犯人であることの有力な間接事実として、亜硫酸はガレージ内において混入されたものであるところ、請求人はガレージ内に1人でいて亜硫酸を混入する機会があつたという事実を摘示する。

しかし、確定審が、亜硫酸がガレージ内で混入されたと認定する根拠は、唯一、ガレージ内から持ち出されたゴミ袋エの中の紙コップから亜硫酸が検出されたという上記の各鑑定結果だけである。

上述のとおり、各鑑定に供された紙コップは、ゴミ袋エから発見された紙コ

ップではなかったのである。

つまり、亜硫酸がガレージで入れられたという証拠は皆無であり、したがって、請求人が犯人であるとする上記の間接事実は成立しないのである。

そもそも、ガレージ内で亜硫酸が混入されたとの認定は不自然にして不合理である。なぜなら、ガレージにカレー鍋があったのは午後3時頃までであり、その後夏祭り会場に運ばれて、午後5時の配布時間まで再び温め直されるのであるから、ガレージで亜硫酸を混入したとすれば、それまでの間に、味見などが行われるのは必定であって、そうとなれば、夏祭り会場でカレーが配布される前に亜硫酸混入が露見してしまうからである。

夏祭り会場には多数にして不特定の人物が出入りしていたし、会場に集まった人たちは夏祭りの準備に追われており、カレー鍋に対する監視の程度が低くなっていったと考えられる。しかもカレー鍋は、誰でも接近することができるオープンな場所に置かれていたのであるから、夏祭り会場で亜硫酸が混入されたと考えるのが相当である。

検分した上記の紙コップと鑑定に供された紙コップが相違するというのは、まさに上記を裏付けるものである。そればかりか、請求人は、ガレージ内でもカレー鍋に近づく機会がなかったのであるから、上記の事実は、請求人が犯人でない積極的に裏付けるものである。

第3 プラスチック容器について

上記のとおり、プラスチック容器は、屋外の作業で使用されていたものである。であるとすると、これが請求人宅の台所に他の食器と一緒に置かれてはいるが、したがって、これがねつ造されたものであることは明らかである（その詳細は、平成22年10月18日付補充書8頁以下で述べているとおりである。）。

そして、仮に、このプラスチック容器が請求人宅にあったとしても、上記の

とおり屋外の作業で使用されていたものであるから、亜硫酸だけが入られることはなく、デンプンあるいはセメントと混ぜて入れられていたものと考えるのが相当である。なぜなら、もし、亜硫酸だけが入られていたとすれば、現場などに持ち出されることはないから、土砂や植物が底面に付着したり、全面にわたってキズがつくはずがないからである。

ところが、青色紙コップに付着していた亜硫酸からは、デンプンやセメント由来する物質は一切発見されていない（甲1168、職権6）。

とすると、本件に使用された亜硫酸は、プラスチック容器に入れられていた亜硫酸とは別物であるということになる。

以上からすれば、請求人宅の台所にプラスチック容器があったか否かにかかわらず、本件事件に使用された亜硫酸とプラスチック容器内の亜硫酸とは別物であるから、確定審が、亜硫酸が同一であることを根拠として、請求人と犯人とに結び付きがあると摘示する間接事実は成立しない。

なお、上記のとおり、プラスチック容器には土砂や植物が多数付着している。捜査機関は、これらを採取してその成分や種類を特定して、プラスチック容器がどこで使用されていたか解明しようとしたはずである。したがって、それらの捜査において行われた鑑定や聞き込み等の結果は、弁護人らに開示されなければならない。

第4 結論

上記のとおり、確定審が、請求人が犯人であると摘示する間接事実はいずれも誤りであり、したがって、請求人が無罪であることは明白である。

なお、証拠物検分報告書にあるとおり、証拠物は検察官の手によって手が加えられている。したがって、弁護人らは裁判所に対し、検察官の手元にある証拠物を押収して保管するよう強く求めるものである。

以上